教育職員の給与に関する条例(昭和27年8月4日条例第30号)の一部改正

第1条に係る部分

(定義)

|第2条||この条例において「教育職員」とは、公立学校の校長、教頭、|第2条||この条例において「教育職員」とは、公立学校の校長、教頭、 教諭、助教諭、養護教諭、栄養教諭、講師(大学に勤務する者以外 の者で常時勤務のもの及び第7条の2第2項に規定する短時間勤 務教育職員であるものに限る。)、養護助教諭、実習助手及び寄宿 舎指導員のうち、愛媛県においてその給与を支給している者をい う。

(給料表)

- 第4条 給料表の種類は、中学校・小学校教育職員給料表(別表第1)第4条 給料表の種類は、中学校、小学校教育職員給料表(別表第1 及び高等学校等教育職員給料表(別表第2)とし、その適用範囲は 次のとおりとする。
 - (1) 中学校・小学校教育職員給料表の適用範囲
 - ア 中学校又は小学校に勤務する教育職員
 - イ 中等教育学校に勤務する教育職員のうち、高等学校の教員 の免許状を有しない者及び中等教育学校の後期課程の教科を 担任せず、かつ、進路指導その他当該中等教育学校の後期課 程の業務に従事しない者
 - (2) 高等学校等教育職員給料表適用範囲
 - ア 高等学校に勤務する教育職員
 - イ 中等教育学校に勤務する教育職員(前号の中学校・小学校 教育職員給料表の適用を受ける者を除く。)
 - ウ 盲学校、聾学校又は養護学校に勤務する教育職員
- 2 3 省略

(へき地手当等)

第12条の2 省略

(定義)

教諭、助教諭、養護教諭 、講師(大学に勤務する者以外 の者で常時勤務のもの及び第7条の2第2項に規定する短時間勤 務教育職員であるものに限る。)、養護助教諭、実習助手及び寄宿 舎指導員のうち、愛媛県においてその給与を支給している者をい う。

IΒ

(給料表)

- 及び高等学校等教育職員給料表(別表第2)とし、その適用範囲は 次のとおりとする。
- (1) 中学校、小学校教育職員給料表の適用範囲 中学校又は小学校に勤務する教育職員

- (2) 高等学校等教育職員給料表適用範囲
 - ア 高等学校に勤務する教育職員
- イ 盲学校、聾学校又は養護学校に勤務する教育職員
- 2 3 省略

(へき地手当等)

第12条の2 省略

2 へき地学校に勤務する教育職員のへき地手当の月額は、給料及び2 へき地学校に勤務する教育職員のへき地手当の月額は、給料及び 扶養手当の月額の合計額にへき地学校の級別に応じ、次に掲げる級は扶養手当の月額の合計額にへき地学校の級別に応じ、次に掲げる級

新	旧
別ごとの支給割合を乗じて得た額とする。	別ごとの支給割合を乗じて得た額とする。
(1) 1級 <u>100分の4</u>	(1) 1級 <u>100分の8</u>
(2) 2級 <u>100分の8</u>	(2) 2級 <u>100分の12</u>
(3) 3級 <u>100分の12</u>	(3) 3級 <u>100分の16</u>
(4) 4級 <u>100分の16</u>	(4) 4級 <u>100分の20</u>
(5) 5級 <u>100分の21</u>	(5) 5級 <u>100分の25</u>
	3 へき地学校に準ずる学校に勤務する教育職員のへき地手当の月
額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に <u>100分の2</u> を乗じて得た	
額とする。	額とする。
4 省略	4 省略
(義務教育等教員特別手当)	(義務教育等教員特別手当)
第17条の6 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、	第17条の6 小学校、中学校又は盲学校、
聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部に勤務する教育	聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部に勤務する教育
職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。	職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。
2 省略	2 省略
3 高等学校、中等教育学校の後期課程又は盲学校、聾学校若しくは	3 高等学校 又は盲学校、聾学校若しくは
養護学校の高等部に勤務する教育職員については、第1項に規定す	
る教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員	
会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給す	会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給す
る。	る。
4 省略	4 省略
教会職号の仕口、仕暇光がに執致時間祭に関すて名例(町和97年 Q	日4日冬周等34日)の 並みて 第2冬に係る並ん

教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年8月4日条例第31号)の一部改正 第2条に係る部分

新 (定義)
(定義)
第2条 この条例で「教育職員」とは、公立学校の校長、教頭、教諭、第2条 この条例で「教育職員」とは、公立学校の校長、教頭、教諭、助教諭、講師(大学に勤務する者以外の者で常時勤務のもの及び第6条第1項に規定する短時間勤務教育職員であるものに限る。)、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

第3条に係る部分

旧

(定義)

(定義)

法律第26号)に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校

又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部、中学部若しくは高 等部に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、 養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1 項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手及び 寄宿舎指導員をいう。

|第2条 この条例において「教育職員」とは、学校教育法(昭和22年|第2条 この条例において「教育職員」とは、学校教育法(昭和22年 法律第26号)に規定する小学校、中学校、高等学校

> 又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部、中学部若しくは高 等部に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭 養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1 項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手及び 寄宿舎指導員をいう。